

Title	革命期の羅馬に於ける社会闘争続編 ( 二 )
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1924
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.18, No.8 (1924. 8) ,p.1091(27)- 1115(51)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240801-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19240801-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

う推測し得るのみ。貸率を一舉にして合理的に制定せむことの不可能なるは之による。貸率が最初は模倣憶斷に始まり、經驗によつて漸次改訂せられ、結局長期間の間に稍、永久的な水準に達するを得る次第なることも、又鐵道の初期に於て貸率低落の趨勢の著しく現はれるを見ることも、共に此の點に原因するのである。

### 革命期の羅馬に於ける社會鬭争續編 (二)

高橋 誠 一 郎

#### 五

恰も紀元前百二十五年に於けるフラッカスの提案棄却の爲めにフレゲルレが羅馬に對して開戦せるが如く、今やドルッサスの死後に於ける伊太利亞同盟者の失望は伊太利亞全土の叛亂と爲つて突發した。三十萬の人命を失へりと傳へらるゝ紀元前九十年より同八十九年に互れる謂ゆる羅馬の「社會戰爭」は羅馬と特に其の同盟者 (socii) と名付けられたる中央及び南部伊太利亞に於ける八種族、即ち Marsi, Paeligni, Marrucini, Vestiniani, Picentini, Samniti, Apuli 及び Lucani との間の戰爭である。マールサイが特に此の戦役に於て勇敢なりしが爲めに「マールサイ戰爭」とも稱せられてゐる。(Livius, Epit, 71.)

イーバイロス (Ἰβαιρος) 王ヒロス (Ἡβρος) の敗北に由つて伊太利亞人が其の獨

立の爲めに賭せる最後の戦争が平定せられてより殆んど二百年間伊太利亞に於ける羅馬の優越權は大なる危機に際してすら一度びも其の根柢を動搖せしめらるゝことなくして存續することが出来た。其の間に伊太利亞民の地位は改善せらるゝことなくして寧ろ悪化せしめらるゝに至つた。洵に物質的見地を以てすれば、彼れ等は概して不平を訴ふ可き理由を有しなかつた。伊太利亞全土の小地主及び中地主は羅馬の穀法の影響に由つて惱まれたのであるが、更らに大なる地位と商人及び資本家とは殊に繁榮に赴きつゝあつたのである。蓋し伊太利亞人は領土の財政的搾取に關しては實質上羅馬市民に等しき保護と特權とを享有し、斯くて又た羅馬人の政治的優越より生ずる物質的利益に大部分均霑することが出来た。概して伊太利亞の經濟的及び社會的狀態は直接に政治的差別に依頼するものではなかつた。一方にはアンブリア (Umbria) 及びエトルリア (Etruria) の如く、自由農民の階級が大部分消滅せる同盟地方あると共に、他方にはアブルージイ (Abruzzi) の溪谷の如く、同一の階級が猶ほ相應の地歩を保持するか、若しくは殆んど何等の影響を受けざるものもあつた。然しながら伊太利亞に對する政治的侮

蔑は愈々甚しきを加へた。少くとも主要なる問題に就いては、彼れ等の權利が正式に破毀せらるゝことなかりしは事實である。主權の名の下に條約によつて伊太利亞の共同團體に對して與へられたる自治體の自由は大體に於て羅馬の尊重する所であつた。農地運動の初期に於て羅馬の改革派が、より大なる特權を享有せる共同團體に保證せられたる羅馬の公有地の上に加へたる攻撃は實に羅馬に於ける保守黨並びに中立黨によつて熱心に反對せられたるのみならず、其の反對黨自身によつても亦た直ちに拋棄せらるゝに至つた。然しながら當然指揮的共同團體たる羅馬の享有せる軍務の最高指揮權及び行政全般に對する監督權の彼れ等に對する作用は何等の權利を有せざる臣民に對すると選ぶ所がなかつた。軍律は市民兵に對しては著しく改正せられたるも、彼れ等に對しては依然として苛刻の程度を減ずることがなかつた。最下級の市民兵と雖も、羅馬の民事法廷に訴ふることを得たるに拘らず、伊太利亞の士官は如何なる階級に屬するものと雖も、羅馬の軍事裁判所の宣告によつて死刑に處せらるゝことが出来た。市民と伊太利亞の同盟者とが兵役に徴せられたる割合は依然として條約によつて限定せ

らるゝ所がなかつたのであるが、初期に在つては平均同數の兵士を供給したるに反し、人口の割合が市民に取つて有利なる變化を爲せるに拘らず、同盟者に對する要求は漸次不平均に増加し、一方に於てより、苛重にしてより、費用大なる勤務は主として彼れ等の上に課せられ、而して他方に於ては今や市民一人に就き同盟者二人の割合を以て正規的に徴收せらるゝことゝ爲つた。行政上に於ても亦た從屬團體に對する羅馬政府の一般的支配は次第に擴張せられて同盟者は凡ゆる羅馬の長官等の專斷なる意志によつて支配せらるゝに至つた。最も重要な同盟都市の一たるチエーナム・シデーサイナム (Teannu Sicinum) に於ては羅馬の一執政官の妻が男子の浴場に於て浴みせんことを欲したるに拘らず、市の吏員が一般浴客を驅逐すること敏捷を缺きたると其の浴場が彼の女を満足せしむるまでに清潔ならざりしとに由つて其の執政官の命令に據り同市の市長は市場の棧に縛せられて鞭撻せられた。ヴェニユーシア (Venusia) の拉丁植民地に於ては一自由農民が若き無官の羅馬外交家の昇床に乗りて通過せるを嘲笑したるが爲めで其の昇床の革紐を以て鞭打せられて死んだ。斯くの如き事故は頻々として發生しつゝ

あつたものと想像せられる。而して拉丁人たると他の伊太利亞人たるとを問はず、羅馬市民以外の者は總べて其の共通の壓制者に對する共通の憎惡によつて結合せらるゝに至つた。(Mommsen, op. cit., S. 218-220.)

斯くて羅馬の同盟者の現状が堪え難きものと爲りつゝあるに反し、彼れ等は更らに良好なる権利を取得す可き凡ゆる前途の希望を剝奪せられた。伊太利亞の征服と共に羅馬の市民團體は彼れ等の地位を封鎖した。全共同團體に對する參政權の贈與は全然廢止せられた。羅馬に其の住所を移すによつて長官選舉權 (civitas sine suffragio) を取得す可き個人の権利は滅殺せられた。而して紀元前百二十六年には市民に非ざる者の總べては悉く元老院の命令によつて首府より放逐せられた。平等の權利に對する熱願は漸次沈黙の希望より聲高き要求と爲つた。然も當時に於ける羅馬の地位は彼れ等をして一般的蜂起に依つて彼れ等に拒絶せられたる所のものを自己の力を以て強奪するの希望を實現し得可しと做すの意見を抱懷せしむることを許さざるものがあつた。伊太利亞に於ける市民と市民に非ざる者との割合は正確に調査するを得ないが、市民の數は伊太利亞同盟者

の其れに比して著しく劣ることなきものと看做すを得可きものである。約四十萬の市民が武装し得たるに對し、同盟者は五十萬乃至六十萬を算した。兩者間の割合斯くの如くであつて、而も前者が其の結合を保ち、且つ有力なる外敵存せざる間は、無数の孤立的市及び郡の共同團體に分裂し、而して公私幾千の關係に依つて羅馬と連結せる伊太利亞の同盟者は共同の行動を取ることを得なかつたのである。斯くて伊太利亞人は羅馬が革命によつて動搖を來すに至るまでは靜謐を保つて居つたのである。然も革命の勃發と共に、彼れ等は初め民衆黨に味方し、次いで元老院黨に黨して権利の平等を取得せんとした。伊太利亞人の要求が革命黨の其れと混合せる間は、元老院及び保守黨によつて反對せられたものは伊太利亞人の要求に非ずして、是れ等の要求を擁護せる者の革命的計畫であると信ずることが出來た。然しながら紀元前九十五年寡頭政府の慎重なる政策は市民に非ざる者の參政權要求を處罰せる *Lex Licinia-Mucia* によつて明瞭と爲つた。(Cicero, *De Officiis*, iii. 11.)。彼れ等が希望の星は再びドルッサスと共に現れた。而もドルッサスは自己の破滅以外に何物をも成し遂げなかつた。今や武力以外に何等の手段も存せざるが如くに見えた。(Ibid., S. 221-225.)。

## 六

斯くて前述せるが如く伊太利亞の八族の蜂起と爲つたのであるが、羅馬人は富者階級の有力なりし地方に於ては多數の味方を有することが出來た。即ち古代よりして土地的貴族及び貨幣的貴族が優勢であつて中層階級が全然消滅せるアムブリア及びエートルリアは羅馬に對して忠實であつた。然るにアブルジイ溪谷及び其の附近に於ては農民階級は伊太利亞に於ける凡ゆる他の地方よりも良く其の純正と勇氣とを保存して居つた。此の叛亂は實質上小農民及び中層階級より發したるものであつて、都市の貴族は猶ほ羅馬政府と提携を持續しつゝあつたのである。(Ibid., S. 227.)。

伊太利亞人はコルフニアム (*Corfinium*) を首都とせる新共和國イタリカ (*Italica*) を建設した。イタリカは宛も羅馬と等しく純然たる支配的市邦たるものである。羅馬人は數度の敗戦の後、漸くにして勝利を得ることが出來た。此の戦役に於て主として羅馬軍を統帥せる者はメーリアス及びサルアであつた。而も羅馬は此

の戦役の間に於て幾多の譲歩を行はなければならなかつた。紀元前九十年末に執政官シーザー(Lucius Julius Caesar)のLex Juliaは此の時まで公然羅馬に對して宣戦を行ふとなかりし總べての拉丁人及び同盟者に市民権を許與し、護民官 Marcus Plautius Silvanus 及び Caius Papirius Carbo によつて提起せられたる九十年十二月若しくは八十九年初のLex Plautia Papiriaは六十日以内に一羅馬の長官の前に出頭せる總べての同盟者に市民権を許與す可きことを規定した。然しながら是れ等の新市民は僅かに三十五種族中の八のみに於て登簿せらるゝを得たるが故に彼れ等は被放民に等しき態様に於て制限を受く可きものであつた(被放民は三十五種族中の四)。是れ等の法制は同年のLex Pompeiaによつてポー(Padus)河南の全伊太利亞人(Cispadani)に適用せられ、ポー河及びアルペス山脈間のケルト人(Transpadani)は是れまで拉丁諸市に屬したる下位の特權、即ちLatinas若しくはJus Latiiを授けられた。

此の戦役が羅馬に取つて有利に進行しつゝありし間に、同市の内部的状態は次第次第に危急を告げつゝあつたのである。羅馬は紀元前八十九年末、亞細亞に於ける葛藤によつてポントス(Pontos)のミスラデーチーズ(Mithradates)大王に對して宣戦するの已むなきに至つた。而も國庫は既に二ヶ年間の戦争に由つて全然涸渇して居つた。而して既に戰場に在るもの以上に新軍隊を編成するは殆んど不可能なるの觀があつた。新軍隊は徵募せらるゝとがなかつたが、カンペーニアに於けるサルラの軍隊は南部伊太利亞の形勢が同地を離るゝとを許すに至ると共に亞細亞に派遣せらる可き豫定であつた。市内の敷地にして古代よりして占有せられたるとなきものを建築希望者に賣却して九千封度の金を調達するところが出來た。羅馬及び伊太利亞に於ける總べての階級の間には不平が漲つて居つた。騎士階級の法廷に對して加へたるドルッサスの攻撃並びに同階級によつて作爲せられたるドルッサスの急激なる滅落に次いで、九十年に護民官たりしヅエーリアス(Quintus Varius Hybrida)は同盟者を援助し若しくは教唆して羅馬人に對し干戈を動かしめんとせる者の總べてを處罰するが爲めにLex de maiestateを通過せしめた。此の法律によつて多數の著名なる元老院議員は處罰せられ、翌年ヅエーリアス自身も亦た此の法律によつて有罪の判決を受けて、死刑に處せられた。(Appianus, B.

C. i. 57; Valerius Maximus, Factorum et Dictorum Memorabilium Libri, viii. 6, 4; Cic., De Or. i. 25; De Natura Deorum, iii. 33.)。斯くの如きものは實に穩和黨と過激黨との間に於けると等しく、亦た貴族階級と資本階級との間に於ける不和をして一層甚しからしめた。穩和黨は既に伊太利亞人に對して行はれたる讓歩に不満足であつた。伊太利亞人自身は其の力を八種族にのみ制限せられたる市民權授與に慊らなかつた。鎮定せられたる共同團體は *Peregrini dediticii* (羅馬民と戰つて之れに降れる者、Gaius, i. 26.) の境涯に在つた。彼れ等は未だ市民權を許與せらるゝことがなかつた。彼れ等は其の古代の條約を喪失した。是れ等條約の回復を見たる所に在つても、そは羅馬民の意思に由つて取消され得るものと爲つた。此の戰役は苟も利用し得可きものをして悉く兵籍に入らしむるの必要を生じた。斯くて政治的黨派心を直接に軍營内に輸致した。其の結果は臆がて驚く可き軍紀の弛廢と爲つて現れた。其の司令官を殺害して而も何等の刑罰をも受くることなきを得たる羅馬の分隊は雷だに一のみではなかつた。同時に資本の壓迫を叫ぶ聲は再び響いた。其の債務に對して利子を支拂ふの能力なき債務者等は一方には市奉行 *Asellio* よ

りして彼れ等をして其の財産を處分するを得せしむるの猶豫を求むると同時に、他方には高利禁止の廢法を求め出し、之れが規定に悖り四倍の利子を支拂はしめたるの故を以て其の債權者に對して訴訟を提起した。アセリオは是れ等の法律に據つて利子を回収するの訴訟を裁可した。是に於て乎、其の利益を侵害せられたる債權者等は護民官カシアス (*Lucius Cassius*) の指揮の下に公所に集合し、かの和合神堂前に於て同奉行を襲ふて之れを殺した。今や債務者は「新帳簿」(*novae tabulae*) 即ち凡ゆる現存債務の取消によるの外、救濟せらるゝの道なしと叫んだ。(Mommson, op. cit., S. 245-250.)。

## 七

斯くの如き危機に際し護民官サルピシアス (*Publius Sulpicius Rufus*) はケーヤス・メーリアスの援助に依つて紀元前八十八年 *Leges Sulpiciae* を提案した。第一に二千デイナーリイ (*denarii*) 以上の負債を爲せる總べての元老院議員は元老院より放逐せらる可きこと、第二にヴェーリアス法執行委員によつて追放せられたる者は召還せらる可きこと、而して第三に新市民及び被放民は總べての種族中に分配

せらる可きことを規定せるものが是れである。サルピシウスは貴族黨の擁護者として其の公生涯を始めたものである。而も彼は八十八年を以て護民官に選任せらるゝと共に、貴族黨を棄て、メーリアスに附隨したのである。彼れが斯くの如く急激に其の態度を變じたる原因は明瞭に述べられては居らぬが、彼れが負債の爲めに苦しみつゝありしに徴してメーリアスの爲めに買收せられたるとは殆んど疑ひなき所である。(Mohnsenはサルピシウスに對して別個の解釋を下してゐる。ibid., S. 250-251. 参照。Cf., Liv. Epit. 77; Appianus, B. C. i. 55; Plutarchos, Sulla, 8.)

固と無學の武辨にして態度粗野、舉止驕傲なるメーリアスは平時に在つて國內に勢力を維持するに必要な資格を一も有することがなかつた。彼れに捲土重來の機を與へたるものは社會戦争であつた。メーリアスは今や其の齡六十七才にして、身體肥大と爲り、動作意の儘ならざるに至つたのであるが、而も彼れが榮譽と地位とに對する欲求の熾烈なることは昔に異なることがなかつた。彼れは元老院が執政官サルラに與へたるミストラデーチーズ討伐軍の指揮權を取得せんことを切望した。彼れは此の目的を貫徹するが爲めにサルピシウスと結んで、恰も

羅馬の市民權を取得せる伊太利亞の同盟者を羅馬の全種族中に分配するの法案を提出せしめたのである。是れ等の新市民は其の數に於て舊市民に超過するが故に、彼れ等は固とより議會をして其の欲する所のものを通過せしむることを得可きである。是れ等の法案は執政官等の烈しき反對ありたるに拘らず、其の通過を觀た。而して今や新市民が多數を占むるに至りたる種族議會はメーリアスに指揮權を委ぬるに至つた。サルラはノーラ(Nola)に陣せる其の軍隊に走つた。而してメーリアスが二名の軍司令官(tribuni militum)を此の地に派して其の軍隊指揮權の引繼を受けんとしたる時、サルラは管だに之れを拒絶したるのみならず、其の軍隊を率いて羅馬に向つた。メーリアスは元老院騎士團及び全市民に向ひ、身を以て軍團の進路を阻止せんことを嚴命せるも何等の効果がなかつた。解放を約して奴隸を召集せるも、之れに應じたるものは僅かに三名を出でなかつた。メーリアス黨の首領等は逃走の外、策なきに至つた。數時間の後にサルラは羅馬の專制君主と爲つた。

サルピシウス法は無効たることが宣言せられた。メーリアスは亞弗利加に逃



走することを得たが、サルピシウスは別荘中に發見せられて死に致された。茲にサルプの着手せる立法は債務者を釋放し、元老院の權力を強固ならしめんことを企圖するものであつた。八十八年彼れ及び Quintus Rufus の Lex Unciaria に據つて利率は年一割二分と規定せられた。這般の利率は又た一ヶ月一分に相當せるが故に *centesima usura* として知らるゝに至つた。此の法規は紀元前五十年元老院令を以て羅馬領土全般に互れる法定限度と爲れるものである。多數の新植民地建設の計畫は着手せられた。斯くの如き方策は彼れが其の勝利を贏ち得たる後に於て、自己の自由意志を以て提唱せられたるものであつた。即ち彼れは貧民階級の窮狀に對して無關心なるものではなかつた。戦争と檢舉とに由つて著しく其の數を減じたる元老院議員は貴族黨より選出せられたる三百の新議員の増加によつて補充せられた。十萬セスタース若しくは其の以上の財産を有する者より成る第一階級に對して殆んど投票の一半を與へたる百人組議會に於ける、かのサーヴィアスの投票法は復活せしめられて、五個の資産階級に對し何れも平等なる投票權を與へたる紀元前二百四十一年の投票法に代つた。元老院の完全なる豫

議 (*Proposuitur*) の權は復活せられて、爾後如何なる提案と雖も、先づ同院によつて是認せらるゝに非ざれば人民に附議せらるゝことを得ざるものと爲つた。外觀上よりすれば是れ等の法制は極端に革命的なるものである。サルピシウス及び其の黨與に對する權利剝奪の宣言は神聖なる控訴權の侵害であつた。立法權は事實上長官及び議會より奪はれて、法律上單なる諮詢機關に過ぎざる元老院に賦與せられた。民衆の貴族に對する最初の勝利を徴示するものであり、一世紀半の存在を保ちたる百人組議會に於ける舊投票法は今や變革せられた。然も Mommsen に従へば、是れ等の變革は實質上憲法の精神に違背すること殆んどなきものである。彼れが羅馬を占領し、其の政敵の黨與を處罰したるは、實に現實の事實を承認し、暴舉を以て暴舉を防止せるものである。元老院の權力は同院が政治上及び宗教上の否認權に依つて最近に至るまで常に行使せる權力に對して法律上の承認を與へたるに過ぎざるものである。而して總べての長官が豫め元老院に於ける審議を経ることなくして種族議會に法案を提出する後年の慣行は既に大なる不便と危険とを伴ひつゝあるとが明かと爲つてゐた。初期の憲法は全然民勢調

査に基礎を有するものであつた。而して二百四十一年の改革は一方に於ては富者の特權を制限せるも、他方に於ては儼として一萬一千セスタース以下に量定せられたる市民を排斥するの原則を固守した。而も此の年以後に於て大なる財政上の革命起りたるが爲めに其の最少限の名目的引上げを是認せられなければならなかつた。利子及び植民に關する方策は彼れがサルビシウス及びドルッサスと等しく物質的改革に對して好意を有するものなることを示してゐる。最後にグラッカス憲法の基礎を成せる穀物の給與及び騎士階級の陪審法廷は何等の變革をも受くることなかりし事實を記憶しなければならぬ。(ibid., S. 259-261.)

## 八

サルラは八十八年末まで羅馬に滞在し、ミストラディチーズに對する戦を行ふが爲めに八十七年の初、希臘に向つて出發した。而して彼れが希臘に於て勝利を得つゝある間に、彼れの政敵は伊太利亞に於て優勢と爲つた。彼れの出發後間もなく、メーリアスの黨與にして執政官たるシナ(Lucius Cornelius Cinna)は護民官の大多數に援護せられて、サルビシウス法を再び提出し、被放民及び新市民が何等の差別な

く三十五種族の總べてに入籍することを許し、而してサルビシウス革命の結果として追放せられたる者を召還して其の従前の地位に復せしめんことを企圖した。是れが爲めに殘虐なる暴動起り、一萬の人命は失はれたと傳へられてゐる。而してシナは其の主なる黨與と共に彼れの僚官オクテアス(Cn. Octavius)の爲めに首都を追はれた。而も元老院は新たなる亡命者を伊太利亞より驅逐することを怠りたるが爲めに、彼れ等はタイバー(Tiber)、プリーネスター(Praeneste)並びにレーシウム及びカンペーニアの總べての新市民團體中に現れて彼れ等の共同の目的の爲めに貨幣と武器とを求めた。シナは三十軍團隊を得、亡命者を叫合し、斯くの如き政變の報に接すると共に直ちに亞弗利加を出發せるメーリアス等と共に羅馬に進軍して之れを攻圍した。社會戦争に關聯して其の特權を奪はれたる總べての伊太利亞同盟者に満足を與ふるが爲めに彼れ等に市民權を授くるの元老院令は發せられたるも、而も斯くの如き讓歩に依つて贏ち得たるものは僅かに一萬人に過ぎなかつた。市内の軍隊中には恐る可き惡疫流行して、一萬七千人を斃した。元老院は糧食缺乏の爲めに無條件を以て降伏するの己むなきに至り、

メーリアスとシナとは征服者として羅馬に入つた。臆がて最も戦慄す可き光景は顯れた。シナは元老院の哀願によつて虐殺を制止す可き旨を約したるも、メーリアスは其の側面に在つて氣味悪しき沈黙を守つてゐた。市門は鎖されて、メーリアスの衛兵は彼れ等に敬禮せざる總べての者を刺し殺した。屠殺は五日間絶え間なく行はれて、市街には羅馬貴族の血が河の如くに流れた。メーリアスとシナは選舉の形式をすら踏まずして、翌八十六年の執政官に自己を指名した。然しなからメーリアスは長く此の名譽を享有することが出来なかつた。彼れの齡は今や七十一に達し居つた。彼れの老軀は最近に於て受けたる疲勞と苦難とに堪ふることが出来なかつた。而して彼れは八十六年一月十三日、實に執政官職を僭してより十八日にして肋膜炎を以て逝いた。「吾人が彼れの不徳を以て其の徳と比するの時、彼れが平時に於て奸惡なる人物たりし以上に戦時に於て偉大なる人物なりしや、將た戦時に於て偉大なる人物たりし以上に平時に於て奸惡なる人物なりしかは之れを斷言することが困難である」と羅馬史家は説いてゐる。(Liv., Ep. 80.)

シナが事實上獨裁専制君主として國內の政權を掌握せる次ぎの三箇年間は洵に羅馬共和國が法をも威嚴をも有することなかりし時代である。彼れは嘗だに毎年執政官職に就けるのみならず、人民に諮詢することなくして自己と其の僚官とを指名した。此の期間を通じて彼れは何等明確なる政治上の計畫若しくは目的を表示したることなく、憲法を改革して新政府を確乎たる基礎の上に置かんとするの企圖をも行ふことがなかつた。單にサルラの反動的政策が廢止せられ、二三の法案が刻下の急に促されて通過を看たるのみである。即ち新市民及び被放民に對して舊市民と平等の選舉權を約したるサルピシアス法は當然復活せしめられ、紀元前八十四年を以て元老院令によつて確認せられた。八十六年、之れに準據して總べての伊太利亞人を三十五種族中に分配するの目的を以て監察官が任命せられた。貧民階級を満足せしむるが爲めに社會戦争開始の際に人民令を以て戦時財源を節用するが爲めに穀物の給與に對して加へられたる制限が撤回せられたのも恐らく此の當時であつたであらう。カピユアに植民地を建設せんとするケーヤス・グラッカスの計畫は事實上護民官ブルターヌ(Marcus Junius Brutus)

の提案によつて八十三年春に遂行せられた。一切の債務は少フラッカス (Lucius Valerius Flaccus) の法案によつて其の額面の四分の一に削減せられた。(Valerius Paternus, *Historiae Romanae ad M. Vinicium Consularem Libri Duo*, ii. 23.)。政府は毫も自己の利益の爲めに元老院を改造せんとするの計畫に着手することがなかつた。庶民は愛護受けたると同時に選舉に關する憲法的規定の無意味なる無視に由つて徒らに不快の感を抱かしめられた。資本階級は彼れ等に對して一定の援助を與ふ可きものであつたが、債務に關する法制によつて彼れ等に敵意を有するに至つた。政府の支柱は新市民であつた。而して舊市民の多數は寡頭政治の復興が反對黨の下に於ける新たな恐怖時代の開始を意味することを知れるが爲めに之れに服従したのである。伊太利亞人の五分の三を占むる新市民は縦し現政府に謳歌せざるまでも寡頭政治に反對するものである。領土の大部分も現政府に依附してゐた。元老院の亡命者の大多數は或る程度までサルラの勢力の下に在りしマケドニアを以て其の唯一の避難所と爲して居つた。サルラは多數の亡命者と等しく、法律的保護の外に置かれ、其の指揮權を奪はれたが、政府は其の命令を實施す可き何等適當なる手段を取ることがなかつた。斯くて彼れは重大なる反對を受くることなくして其の東方に於ける事業を完成することが出来たのである。

## 九

サルラは今や伊太利亞に歸還せんとしつゝあるのである。彼れは其の副總督 L. Licinius Murena に亞細亞領土の指揮を託し、自己の軍隊と共に雅典に向つて出帆した。彼れは伊太利亞に於ける必死の大闘争を計畫しつゝある間にも學問に對する興味を失はなかつた。彼れは雅典より貴重なるアペリコン (*Asiatica*) の文庫を羅馬に齎した。此の文庫はアリストオテリウス及びセオフラストス (*Θεόφραστος*) の著作の大部分を藏するものであつた。彼れは八十三年春にブランドンディウム (*Brundisium*) に上陸した。メーリアス黨は其の軍勢に於て彼れに勝つてゐた。而もサルラは贈賄と契約とに由つて多數のメーリアス黨の兵士を引入れ、又た多數の伊太利亞都市を勧誘して彼れを擁護せしめた。彼れは夙く八十四年、元老院に書を寄せて、其の歸還を通牒し、新市民の權利を尊重す可きこと、並びに當然處罰せらる可きものは大衆に非ずして革命の指揮者なることを約した。彼れは今や

平和と靜謐との外、何物をも欲求することなき多數人士と只管自己の贏ち得たる新たなる特權を失はざらんとする新市民を味方たらしむるが爲めに、今に至つても猶ほ革命政府と絶縁する總べての者に對して無條件的宥恕を提言し、新市民の特權を支持す可きことを宣明し、其の兵士をして銘々に一切の伊太利亞人を朋友として又た同一市民として歓迎す可きことを宣誓せしめた。當時僅かに二十三才であつたポンペイアス (Cneius Pompeius) は義勇兵を募集し、三軍團隊を率いてサルラに投じた。翌八十二年サルラは羅馬のコーライナ門 (Collina Porta) 前に於て Pontius Telesinus の率ゆるサムニウム人及びリュウケーニア (Lucania) 人に對して決定的勝利を得た。此の勝利の報に接してプリーネステー (Praeneste) 市は降伏し、同年二十七才の弱年を以て執政官と爲れるメーリアスの養子ケーヤスは坑道を通じて逃れんとしたるも、終に事成らずして死んだ。(Liv. Epit. 88)。シナは夙にサルラが其の軍隊を率いて反對黨懲膺の爲めに本國に向つて進軍せんとするを聞くや、其の僚官カーボオ (Cn. Papirius Carbo) と共にアドリアチック海 (Mare Adriaticum) を横切り、サルラの機先を制して之れを希臘に撃たんとしたのであるが、自己の軍隊中に暴動起りて其の生命を奪はれた。(ibid., 83.)

サルラは茲に羅馬及び伊太利亞の君主と爲つた。彼れは其の政敵に對して最も辛辣なる刑罰を加へて、庶民黨を滅盡せしめんとした。彼れが最初の行動の一は死刑に處せらる可き其の政敵の名簿を作製するに在つた。此の名簿中に其の名を掲げられたる者は法律の保護を奪はれたるものであつて、何人たるとを問はず、縦令ひ奴隷と雖も之れを殺害して罪を得ることなきものである。彼れ等の子孫は議會に於ける其の投票權を喪失し、一切の公職に就くことを得ざるものである。彼れ等の財産は國家に沒收せられて、公賣に附せらる可きものである。斯くて「賣却を告示する」(proscribere)なる文字より生じたる *proscriptio*なる語はサルラの時代以來、死罪を申渡され、*proscripti*と稱せられたる者の財産公賣を意味することゝ爲つた。加之ならず、此の名簿に記載せられたる者を殺したる者は總べて一萬二千デイーネリアスの賞與を與へられ、是れ等の者を庇護したる者は死刑に處せられた。サルラは此の名簿を揭示せしめ、紀元前八十一年六月一日を以て之れを切る可き最後の期日と定めた。此の名簿は日々膨脹して終には四千七百名を

掲ぐるに至つた。(Valerius Maximus, Factorum et Dictorum Memorabilium Libri, ix. 2, 1.)。アピエーナスに従へば、サルラによつて揭示せられたる元老院議員四十名弱(其の數は後に至つて幾分附加せられた)騎士約一千六百(B. C. 705)、フローラスに従へば、兩者を合して二千名と傳へられてゐる。(ii. 6)。プルータルコスに據れば、最初の三日間に表中に掲げられたるもの五百二十名(Sulla, 31)、オロシウス(Paulus Orosius)に據れば、其の數は最初の數日中に五百八十名に達したと云ふことである。(Histriae contra Paganos)。恐怖は雷だに羅馬のみならず、伊太利亞全土を支配した。何人と雖も安全なることを期し得なかつた。サルラは其の黨與の歡心を得るが爲めに彼れ等の私敵若しくは彼れ等によつて欲求せられたる財産の所有者をも此の名簿中に加へた。洵に沒收せられたる財産は國家に屬し、一般公衆に對して競賣せらる可きものであつた。而も何人と雖も、サルラの黨與及び從者に抗して之れを糶落さんとする者なきが故に、彼れ等は極めて低廉に之れを購入することが出來た。就中、此の公賣處に際して強慾不正の態度を取れる者は「富者」(Dives)と綽名せらるゝに至りたる若きクラッサス(Marcus Licinius Crassus)であつた。流石に

サルラは自己の私慾を抑制す可きことを忘れなかつたが、其の妻メテラ(Caecilia Metella)並びに彼れと密接の關係ある者は被放民及び奴隸に至るまで、時には無競争を以て之れを購入し、時には代金の全部又は一部を免除せられた。其の被放民の一人にして六百萬セスタースの財産を購入せる者があつた。斯くの如き不安恐怖時代に於ける資産價值の下落、並びに這個不當なる廉買にも拘らず、沒收財産の總賣上高は三億五千セスタースを下ることがなかつた。